

令和3年度(第2回)彦根市子ども・若者会議

令和4年3月28日(月) 午後1時30分～午後2時43分
彦根市福祉センター 別館2階 集団健診室

1 あいさつ

2 議 事

- (1) 彦根市子ども・若者プラン 令和3年度新規・拡充事業実施状況等について
- (2) 彦根市子ども・若者プラン 令和4年度新規・拡充事業(案)について
- (3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定と認可について
- (4) その他

3 事務連絡

【資料】

- 資料1-1 彦根市子ども・若者プラン 令和3年度新規・拡充事業の取組結果
資料1-2 彦根市子ども・若者プラン 計画目標値達成状況
資料2 彦根市子ども・若者プラン 令和4年度以降新規・拡充事業(案)
資料3 特定教育・保育施設の利用定員の設定と認可について
参考資料1 彦根市子ども・若者会議委員 委員名簿
参考資料2 彦根市子ども・若者会議条例
参考資料3 彦根市子ども・若者会議の役割
参考様式 報告書

1 あいさつ

【子ども未来部長】

あいさつ

【事務局】

出席委員の人数から会議の成立を確認

事務局側出席者の紹介(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域子ども子育て支援事業に関係する所属の担当者のみ出席)

資料確認等

2 議事

(1) 彦根市子ども・若者プラン 令和3年度新規・拡充事業実施状況等について

【事務局】

資料1-1、1-2の説明

【会長】

二つの報告があったと思います。一つは令和3年度の新規拡充事業の取組結果、それから、彦根市子ども・若者プランの計画目標の達成状況について。これは令和3年12月末までというところでのご報告でございました。

【会長】

ちょっと教えていただけたらなと思うんですけど、新規・拡充事業の図書館に関する事で、読書通帳なんかはメディアを通してかなり紹介されたと思うんですけど、とてもいい取り組みだなと思っておりました。これは感想です。

それと、その下の項目ですが、図書館の整備を延伸するという事と、現在燦ばれずの図書館化に向けての検討業務を実施しているという報告があったと思うんですけども、今のその実施の検討業務はどのような方向になっているのかということは、まだここで明らかにできないでしょうか。

【事務局】

こちらに関しましては図書館の方が担当課になっておりまして、本日はコロナ対策としまして図書館は出席をしておりますので、後日担当課にお伝えしまして、文書にて回答させていただきます。

【会長】

そうですね。担当課が今日は限られていますので。他いかがでしょうか。それぞれのお立場で例えば計画目標の達成状況なんかで関係のあるところの数値を見ておられる方もおられると思うんですけども、いろいろなところでのご質問、ご意見をちょうだいできればと思いますが、いかがでしょうか。

【会長】

すみません、私から質問でございます。新規拡充事業の幼児課の担当の部分で、保育者で対応が困難なケースという表記があるんですけど、具体的に差し障りなければ保育者で対応が困難なケースというのはどういうイメージでしょうか。

【事務局】

各保育所ですと子どもさんの保育だけではなくて、家庭の支援も必要なご家庭がございます。家庭支援の推進員さんというのが各園で設けられている場合がありますけれども、いろいろなケースがございますので、なかなか園だけでその対応は難しい場合もございますので、いろんなケ

ースを対応しているこの地域福祉推進員が助言するというような形をとっておりまして、基本的にはその園の方におられる家庭支援の先生らの助言とか指導ということがメインになりますけれども、ケースによっては保護者さんの対応を直接するということもあります。あとは虐待とか育児放棄とかの懸念がありますと、子育て支援課等との連携をとりながら、家庭の支援をしていくということをしております。

【会長】

保育者の負担になるような、例えば1人で背負い込むことにならないように、大体そういうふうに保育者の立場というのは子どもとその家庭支援の両方がやはり大切な業務だと思うんですけども、そういうところが負担なく、しかもチームで解決できるようにという理解でよろしいですか。(事務局より「はい、そうです」との回答あり。)

ありがとうございました。当たり前のことですが、こういうふうなところで保育現場の先生方にも支援が入っているというところでいい事業だなと思って質問させていただきました。

【委員】

今の関連なんですけど、地域福祉推進員さんというのは、非常勤と書いてるんですが、どういうふうな形で、どういう方がなられているかを教えてくださいませんか。

【事務局】

当初は常勤で1人の職員を設けたいと思ってはいたんですけども、なかなかそういった人材が見つからなかったということもございまして、2人で月8日ずつの勤務というふうな形で、資格としては社会福祉士であったり、幼稚園教員のOBの先生を2人設けて、小中学校のスクールソーシャルワーカーさんとほぼ同じような形で、各園を回っていただいているというふうなことをイメージいただければいいかなと思います。

【会長】

どのようなことでも結構でございます。これってどういうこととか、どうなっているのかという進捗状況でも結構だと思います。いかがでしょうか。

【会長】

私がまた発言させていただきますが、感想として達成状況については、かなり質的な部分を意識されてきたかなという印象はあります。まだまだコロナの状況で難しいところもあると思うんですけど100%でよしという書き方ではなく、あるいは達成率が低いから駄目という書き方ではなく、今後こういうことをしていかなければならないとか、こういうふうな成果があったとか、そのあたりをしっかりと数字だけでは読みきれない部分を各担当部局が書こうとしていただいているのがにじみ出ているなと感じました。

まだ12月時点ですので正しい状況の分析はできないと思いますが、こういう形でお示いただくとこの会議としても非常にわかりやすいんじゃないかなという印象を持ちました。特に担当の事務局の方から言っているんだと、ご指導のたまものだと思います。ありがとうございます。

【委員】

資料1-2の7番(保育所待機児童の解消)、10番(児童生徒の全国学力学習状況調査における正答率の全国平均との差(小学校))の達成率の数字はどういうふうに計算されているのか教えてくださいなと思います。7番は0%となっていますが、平成30年度よりも待機児童数が少なくなっているような気がしますし、10番は平均からちょっと下がっているかなと。この数字の達成率の出し方を教えてくださいなと思います。

【会長】

その計算でどうしてもこの数字が出てきたのかという質問だと思いますが、お願いします。

【事務局】

7番の方は幼児課担当となっております、全体的な率の出し方ですけれども、目標値が待機児童数0人ですので、割合としては0を9で割るといような形なので、どうしても0%になってしまいます。0人になったときに初めて達成となるのであって、1人以上ある場合は達成してないことに数字上はなってしまいます。状況については数字で見るといよりかはその内容を見ながら評価をしていくといようなことになってくるかと思えます。0人にならない限りは達成しないという評価になるのかなといふうには思っております。

【事務局】

10番につきましては目標が0.6となっておりますので、数字的には100.6にする形になります。令和3年度が-2.5ですので、100.6と97.5を比べて、このパーセントが出てくるという形になります。

【会長】

待機児童0人にならないと、達成したことにならないのでいくら割り算しても0%になるということですね。だから、やっぱりそういう意味で担当課の意見というのが非常に重要になってくるのかなと。どう改善しているのか、あるいは悪くなっているのかとその辺りが質的にわかると数字では見えない部分が見えるのでいいかなと思いました。

【委員】

資料1-2の9番の保育士数のところで、ご尽力いただいて保育士フェアとか宿舎借り上げ支援ということを実施していただいておりますけれども、その進捗といつか、成果は今のところどうなっているかをお聞かせいただきたいです。

【事務局】

保育士数に関しましては、新しい施設もできてきていますので、そこでお勤めになっている先生も含めての人数になっています。既存園でも人材確保についてかなり苦慮されていますので、令和2年度はコロナの関係もあって保育士フェアができなかったりしたんですけれども、令和3年度については感染対策に気をつけながらフェアをさせていただきましたので、30名程度のご参加がありましたし、今は高校生の保育士体験でも去年も今年度もできておりませんでしたので、まずそういった高校生とか、これから保育士になりたいと思っただけで機会を設けていくことが大切かなといふうに思っております。

あとは令和4年度に向けては、保育士を養成しておられる学校、大学、短大とも連携をとって、資格を取ったのに保育士にならない、現場で働いていらっしやらない方が結構いらっしやいますので、そういったところを就職につなげていくことをしていきたいといふうに思っております。

【事務局】

奨学金支援制度、養成校で資格を取られる間受け取られた奨学金に対する返済への支援をさせていただいております。スタート年度の2年度が6名の方が対象であったんですけども、残念ながらそのうちの半分の方がもう離職されているような状況です。ただ、残り3名の方は引き続き支援を受けていただいております。

3年度につきましては今5名の方が新たに奨学金の返済支援制度を受けておられて、一定効果はあるかなとは思いますが、もう少し各園が募集時点でこの制度をもっと効果的に活用していただきたいなど、彦根で働くのであれば、奨学金の返済の支援が受けられるよというアピールをしていただきたいなど思っています。

あわせて家賃の補助につきましても、法人が借り上げた賃貸物件に新たに保育士とられた

方に入ってください場合に対して補助をさせていただくんですが、これにつきましても今年度がスタート年度であったんですけど、各園で採用された保育士さんにそういう対象の方が残念ながらおられなかったということで、実績がゼロではあるんですけども、養成校への採用の募集に際してはもっとアピールしていただくように各園の方にはお願いしているようなところがございます。

【会長】

いろいろなご苦勞をさせていただきながら確保していただいているという現状がわかります。関連なんですけど離職した方は奨学金は今まで何年間かは返されていたんですよ。それは返却義務があるんですか。

【事務局】

年度末までお勤めになった場合にその年度を補助する形になっておりますので、過去の分までお返しくださいというふうにはしてはおりません。令和2年度から制度が始まり、令和2年度については月5000円の5年間という形でさせていただきまして、令和3年度から県の補助事業が始まりまして、1万円増額させていただいたんですけど、期間は3年という形でトータルでは増えてはいるんですが、ちょっと期間は短くはなったという形でさせていただいております。

【会長】

それではこの達成状況につきましてはまさに12月末時点でございますので、令和3年度につきましては総括するのがもう少し後になると思います。そこでもご意見ちょうだいできますので、またよろしく願いいたします。

(2) 彦根市子ども・若者プラン 令和4年度新規・拡充事業（案）について

【事務局】

資料2-(1)、(2)の説明

【会長】

令和4年度以降の新規拡充事業についてのご説明をいただきました。いかがでしょうか。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

【会長】

また私からですが、図書館がおられないんで聞いてもあれなんですけど、令和3年度では図書館中央館の整備はお金がないので延伸だとなっているんですけど、令和4年度はやると。これは別の事業で縮小してやるということなのか、同じものが延伸したけど、次の年にやるという意味なのか。全く違うものなのか。わかる範囲で結構ですが、担当がおられないので仕方ないですね。どうしましょう事務局。

【事務局】

わかる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。図書館については一時清崎町に新しく建設するというお話があったと思うんですけども、その部分については一旦財政状況を踏まえて立ちどまるということがございます。

旧の尾末町にあります図書館については、一定年度の年数がきておりますし、今後も図書館として活用するということですので、改修をさせていただくということです。燦ばれずについては以前は解体ということになっておりましたけども、資産の有効活用ということで図書館化をするということで、あのまま使えるかというようなことと、どれぐらいの本をどういうふうに取り入れていくかというような計画を作られるというふうには聞いておるところでございます。

【会長】

取り急ぎあそこを何とか改修しなければというのが令和 4 年ということですね。清崎云々っていうのは 1 回ちょっと延伸にして、図書館自体が老朽化しているので、令和 4 年直しましょうと。そうですね。(事務局より「はい、そうです」との回答あり。)

【委員】

3 点お尋ねしたいんですけれども、まず、基本目標Ⅰの施策 1 の子ども・若者総合相談センターの関係なんですけれども、先ほどの資料 1-2 で、子ども・若者総合相談センターの相談者数の評価の中で利用者満足度を上げていく取組も必要である等触れていただいていると思うんですが、今回この少年センターの中にこの窓口を置くということで、このあたり満足度上げていくような方向性というんでしょうか。もし考えておられるところがあれば、ご説明いただけたらなと思いました。

次は、基本目標Ⅲの施策 4 のところの障害のある子ども・若者への支援のところの上から三つ目の納付金制度に基づく助成金を活用しても、なお障害者の雇用継続に支障が残る場合において支援を行う事業というのは具体的にどうしているのかがわかりにくかったので、どのような制度を考えておられるのかお聞きしたいです。

もう一つ、その下のタクシー運賃助成券の件ですけれども、利便性の向上を図ると書いてあるんですが、500 円券 12 枚で、枚数制限が 2 枚から 4 枚になることが利便向上になるという説明になっているんですが、これは 1 回当たりにかかってくる費用が今までの 300 円×2 枚の 600 円ではちょっと少なすぎるので、1 回当たり 2000 円まで使えるようにしますよという説明に読めるんですけれども、要はそういった遠距離の利用が増えてきているんだということで、またその代わり使える回数が減ってしまうので、この辺の考え方がもしわかれば教えていただけたらなと思いました。

【会長】

三つのご質問です。ちょっと簡単にまとめますけど、まず一つ目は基本目標Ⅰの基本施策 1 のところの子ども・若者総合相談センターについて、満足度を上げる取組は、具体的に何があるのか。

二つ目は、基本目標Ⅲの基本施策 4 の障害のある子ども・若者への支援のところ、助成金を活用してもなお障害者の雇用を継続に支障が残る場合というのはどういう状況かということ。

三つ目は、高額使えるというところが利便性なのかこのあたりの説明をという、以上 3 点だったと思います。お願いできますでしょうか。

【事務局】

子ども・若者課なんですけども少年センターも兼務しておりますので、私の方からお答えさせていただきます。

子ども・若者総合相談センターは、来年度少年センターの直営で子ども・若者総合相談窓口という形で実施させていただきます。理由としてはここに書いている通りで、対象がかぶってる部分があるというところと、18 歳成人となり、19 歳以上を市で関わっていくことができないという部分が出てきたので、直営でどちらもさせていただくという形にしております。

今年度、子ども・若者支援地域協議会の代表者会議という場で報告もしたんですけれども、今年度ひきこもりと生きづらさを抱えている方の当事者のアンケートをさせていただいて、その中で声が大きかった部分として、SNS で気軽に相談ができる、対面であったり電話等で話すということになかなか抵抗があるようなので、気軽に相談ができる体制を作ることを考えていまして、4 月しょっぱなからはちょっと難しいんですけれども、LINE 等での相談ができるようにしていこうと考えております。それに加えて情報発信という部分も、アンケートの中でお答えになられた方の 4 分の 1 が上手に自分の状況を話すことができるかどうか不安だと、プレッシャーと言いますか、相談する際に上手に相談しなければならないというようなプレッシャーを感じてしまっている方もおられたり、支援期間がそれぞれホームページ上で活動の報告はしている

んですが、なかなか写真だけでは伝わらない部分がございますので、YouTubeとかの動画配信で、例えば活動をしている状況を配信とかができれば、ちょっと相談がしやすくなるのではないかなというふうなことも実務者会議の中で意見として出ていたので、どこまでできるかわからないですけども、動画とホームページとかあげて、相談できるようになればいいなというふうに思っています、その辺を来年度実務者会議でいろいろ考えてやっていきたいなというふうに考えております。

【事務局】

2点目、3点目については、聞き及んでいる範囲でのお答えという形になりますので、お許しをいただきたいと思います。

2点目の障害者の雇用継続に支障が残る場合ですけども、通勤手当を支給するというので、お話を伺っております。金額等については不明ですけども、そういう手当を出すということで聞いております。

3点目のタクシー燃料につきましては、以前、私障害福祉課長もさせていただいていたんですが、300円×20枚の利用制限2枚ということですけども、その趣旨としましてはできる限り回数を増やしていただきたいということで、そういう小さい金額の設定をさせていただいておったんですけども、今回障害福祉課の方で、今利用率が8割は届いていないような状況でしたので、利用者の方にアンケートを取られたところ、医療機関へ行かれる時にお使いになられることが多くて、その折には大体2000円程度という金額が一番お声が大きかったので、そういうふうに制度変更させていただくと聞いておるところでございます。

【会長】

実情に合わせて変更していただいたというところですね。

他いかがでしょうか。この事業ちょっと説明をしてくださっていいですし、いかがでしょうか。

【委員】

基本目標Vの基本施策1の子どもたちの学びへの支援のところ、子どもセンター、ビバシティ彦根、東山児童館に加えて新たに南部地域に地域子育てセンターを開設すると書いてあるんですがこれはもう開設済みなんですか、場所とかがわかれば教えてください。

【事務局】

新しい地域子育て支援センターにつきましては、三津町の方に今度新しく認定こども園ができるんですけども、その同じ敷地内に開設をする予定をしております。時期としては4月の中旬頃を予定しております。

【会長】

認定こども園ひかりの森でしたか。そうですね。確かに南部ですね、ぎりぎり南部。

来年度の新規・拡充の事業については、よろしいでしょうか。また会議においてどういう結果であったかということが出てまいりますので、その時にまたご意見をちょうだいすることになると思います。

(3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定と認可について

【事務局】

資料3の説明

【会長】

利用定員の設定について意見を聴取するというのでございまして、これを認めるか認めか

ないかではなくて、あくまでも利用定員について意見を聴取するというところでございます。いかがでしょうか。

これを見ると3歳以上はそこそ落ち着いてきているけれども、まだまだ3歳未満児は数がと
いうところが見えてくるような気がしますけれども、それに応じた利用定員の設定が行われて
いるというふうには理解しました。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本審議会としましては、特に意見なしと
いうところで終わらせていただきたいと思います。

(4) その他

【会長】

事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

事務局からは特にございません。

3 事務連絡

【事務局】

次回の会議につきましては今年の夏から秋ごろの開催を考えておりますが、委員の皆様のご
予定をお伺いして、日程調整を行いまして決まり次第ご連絡をさせていただきますのでよろし
くお願いいたします。

事前にお配りしております資料の中に、参考様式としまして今回の会議内容についてご意見
等を書いていただく様式がございます。何かご意見等ございましたらこちらに記入をいただき
まして今日から1週間ぐらいの期間でご提出をいただければと思いますのでよろしくお願い
いたします。

14 : 43 終了